

24日獣発第20号
平成24年4月18日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

ウエストナイルウイルス感染症防疫マニュアルの一部改正について

このことについて、平成24年3月16日付け23消安第6303号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方よろしくお願い申し上げます。

このたびの通知の内容は、本年2月28日に開催された「平成23年度ウエストナイルウイルス感染症防疫技術検討会」における検討結果を踏まえ、主に下記の点等について、ウエストナイルウイルス感染症防疫マニュアルの一部改正を行い、別添のとおり都道府県知事宛てに通知したので旨了知願いたい旨と、会員各位等に対し周知及び迅速かつ円滑な防疫措置の実施についての協力を依頼されたものです。

記

- 1 これまで平時に家畜保健衛生所において実施されていた蚊及び野鳥を対象とするサーベイランスを取りやめる。
- 2 国内で実施されている本病に係る調査・研究等で陽性となった場合に、死亡野鳥の検査や異常馬の有無を確認するために設定する「本ウイルス確認地域」及び「本病ウイルス感染確認地域」等の範囲を半径20kmから半径10kmに変更する。
- 3 発生状況等により、感染が広がっていると考えられる場合には、2の地域を半径10kmの範囲を超えて拡大できる。
- 4 一定の範囲で死亡野鳥の増加等の異常があり、本病が疑われる場合には、必要に応じて当該死亡野鳥についての検査を実施する。

本件内容の問合せ先
日本獣医師会事業担当 笹川
TEL 03-3475-1601